

## 宝塚市マタニティ関連無償提供広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健事業により給付する広告付き物品の広告の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 マタニティキーホルダーや印刷物等、広告掲載が可能な物品をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 無償提供者 広告媒体の無償提供を希望し、又は無償提供をした者をいう。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を行うもの
- (5) 良好な景観又は風致を害するもの
- (6) 他者を誹謗し、又は中傷するもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるもの
- (8) 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないもの

### (無償提供者の募集方法等)

第4条 無償提供者の募集方法及び選定方法は、広告媒体の性質に応じて健康福祉部健康推進担当次長が別に定める。

### (審査機関)

第5条 広告媒体及び広告掲載に係る審査をするため、宝塚市マタニティ関連無償提供広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 無償提供希望者の選定に関すること。
- (2) 広告の範囲及び広告掲載の内容等に関すること。
- (3) 広告の規格、広告掲載の方法、掲載位置及び掲載期間に関すること。
- (4) その他、審査会の委員長が必要と認める事項

- 3 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 健康福祉部健康推進担当次長
  - (2) 健康福祉部健康推進課長
  - (3) 健康福祉部地域福祉課長
  - (4) 子ども未来部子ども政策課長
  - (5) その他関係職員
- 4 審査会の委員長は、健康福祉部健康推進担当次長をもって充てる。
- 5 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 6 緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、審査会を招集せず、議案の持ち回りにより審査することができる。
- 7 審査会の庶務は、健康推進課母子保健担当で行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部健康推進担当次長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。